

西暦 年 月 日

大田区立蓮沼中学校長殿

住所 大田区

請求者(保護者)氏名 _____ 印

生徒氏名 年 組 番

学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)交付願

下記のとおり、学割証の交付を請求します。

記

1、生徒の身分証明書番号 第 _____ 号 (生徒手帳の番号)

2、生徒の生年月日 西暦 年 月 日 (歳)

3、旅行の理由 別紙<1>~<7>参照

4、旅行の期間 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日 (_____ 日間)

5、乗車船区間 往復 _____ 駅から _____ 駅まで (_____ 経由)
(往復の場合は○印を付ける)
_____ 駅から _____ 駅まで (_____ 経由)

6、必要枚数 1枚の学割証で往復乗車券を購入できます。別紙参照
1枚 ・ 2枚 (どちらかに○をつける)

※学割証は、旅客鉄道株式会社(JR各社)線の乗車船区間が片道100kmを超える場合には使用できません。

※学割証は、特定の乗車券を購入する際に使用できます(通学定期券は購入できません)

※学割証は、制度の目的に沿わない旅行理由の場合、請求があっても発行できないことがありますので、ご了承ください。

※学割証は、交付までに、3日程度(土・日・祝を除く)要しますので、ご了承ください。

事務処理欄	(契印)	(契印)
担任承認	発行番号	No. No.
	発行年月日	西暦 年 月 日

～～～学割証のご請求にあたり、ご参考ください～～～

(令和元年6月 日本学生支援機構Q&Aから抜粋)

1 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の発行が可能な旅行の目的

学割証は、学生・生徒の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り、発行することができます。

- <1> 休暇、所用による帰省
- <2> 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- <3> 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- <4> 就職又は進学のための受験等
- <5> 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- <6> 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- <7> 保護者の旅行への随行

2 学生証の対象の鉄道会社等

学割証は、旅客鉄道株式会社(JR各社)が自社の利用に関して発行しているものですので、旅客鉄道株式会社(JR各社)のみが対象です。

3 卒業生に対する学割証の発行

学生・生徒の在籍期間の使用に対して発行できます。ただし、この場合には有効期限は3カ月ではなく、在籍期間の終期までになります。

- 在籍期間は、入学年度の初日(4月1日)～卒業年度の末日(3月31日)となります。

4 往復して旅行する場合の学割証の必要枚数

学生・生徒が「往復乗車券」を購入する場合は、学割証は1枚で済みます。

その他

きっぷ等の有効期限や乗車券等の詳細については、旅客鉄道株式会社(JR各社)のホームページをご覧になるか、みどりの窓口等へお問い合わせ下さい。